

建設業許可の手引 令和5年7月改訂の主な内容

令和5年7月
秋田県建設部建設政策課

1 有資格者コード一覧の改正

令和5年5月12日、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）が公布され、建設業許可に係る営業所専任技術者の要件が緩和されたことに伴い、有資格者コード一覧（一般・特定建設業）を改正しました。

なお、本要件緩和により改正されたのは、別紙にて赤字で示したとおりです。

1 改正の内容

現在、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第7条第2号イの規定により、大学の指定学科（建設業法施行規則第1条の表に掲げる学科）卒業後3年の実務経験を有する者及び高校の指定学科卒業後5年の実務経験を有する者は、一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととされておりますが、次に該当する者も一般建設業許可の営業所専任技術者要件を満たすこととします。

(1) 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有する者。

(2)、以下の表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者で、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験を有する者。

検定種目	指定学科
土木施工管理・造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

2 留意事項

(1) 本要件緩和は、指定建設業（法第15条第2号）及び電気通信工業業においては適用されません。

(2) 特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も、指定建設業を除き、同様の扱いとなります。

2 誤字の修正・追記

誤字の修正及び内容の補足を行いました（申請方法等に変更はありません）。

お問い合わせ先／建設業許可に係る申請・届出窓口

《秋田県知事許可業者》各地域振興局総務企画部

鹿角地域振興局	TEL 0186-22-0456	由利地域振興局	TEL 0184-23-4153
北秋田地域振興局	TEL 0186-62-1252	仙北地域振興局	TEL 0187-63-3204
山本地域振興局	TEL 0185-52-6830	平鹿地域振興局	TEL 0182-32-1164
秋田地域振興局	TEL 018-860-3444	雄勝地域振興局	TEL 0183-73-8194

《国土交通大臣許可業者》

東北地方整備局建設部建設産業課 TEL 022-225-2171 (代)

《全般的なお問い合わせ》

秋田県建設部建設政策課 TEL 018-860-2425

